

## 第一五回

### 参第一号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（案）

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 特別の事由があるときは、前項の規定にかかわらず、人事院規則で、月の一日から末日までを給与期間とすることができる。この場合においては、その給与期間につき、俸給月額的全額を支給する。

#### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年十二月一日から適用する。
- 2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律第九条第二項の規定の適用については、この法律施行前改正前の同法第九条の規定に基づきすでに支給された昭和二十七年十二月一日から同月十五日までの給与期間に係る俸給は、改正後の同法第九条第二項の規定に基づき支給される俸給の内払とみなす。

## 理 由

国家公務員の生活の困窮状態にかんがみ、俸給の全額を月の前半に支給する道を開く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。